

紙おむつ給付券の給付・ご利用にあたっての注意事項

(1) 以下の場合には必ず届出が必要です

1. **入院**をする場合(入院中、給付券はご使用いただけません。)
2. **介護保険施設等に入所**した場合
3. 他市町村で居住するようになった場合
(住民票を岸和田市から他市町村へ移していない場合でも、**実際に他市町村で生活している場合**は受給資格がなくなりますのでご注意ください。)
4. 介護保険法による要介護認定の認定期間が切れている場合
5. 介護保険法による要介護認定を更新した結果、**要介護度3～5に該当しなくなった場合や要介護3の場合に「排尿」又は「排便」の項目において「介助」又は「見守り等」に該当しなくなった場合**
6. **生活保護を受けるようになった場合**
7. 対象者が**死亡された場合**
(⇒1～7の場合は、受給資格がなくなります)
8. 住所、氏名が変わった場合
9. その他申請内容に変更があった場合(**ご家族と同居されるようになった場合など**)
10. 給付券が必要でなくなった場合

(2) 給付券について

- ① 給付券は年に4回(4月、7月、10月、1月)、3か月分ずつまとめて送付します。
- ② 毎年3月に申請が必要です。申請がない場合には4月分からの給付券は送付できません。
- ③ **本人及び同居のご家族**の課税状況を調査した結果、**市民税が非課税以外**であった場合は、**受給資格がなくなります**。(毎年6月に調査を行います。)
- ④ **給付券の再発行は原則できません**。
- ⑤ カタログをご覧ください、電話等で業者に直接注文し、給付券と引き換えに商品を受け取ってください。
- ⑥ 引き換えできる商品は、カタログに記載されている商品のみです(それ以外の商品や現金との引き換えは出来ません)。
- ⑦ **おつりは出ません**。
- ⑧ **6,000円を超えた額は自己負担**となります。商品受け取りの際に直接業者へお支払いください。
- ⑨ 給付券は、他人に譲ったり、売り買いすることはできません。
- ⑩ **給付券には有効期限があります**ので、ご注意ください(有効期限を過ぎたものはお使いいただけません)。

※ 上記の届出を怠ったり、不正に使用された場合は、給付券の給付を停止したり、使用された給付券相当分の金額の返還を求めることがあります。

※ 受給資格がなくなった場合や給付券が必要でなくなった場合は、速やかに給付券を岸和田市役所 福祉政策課(市役所旧館2階、電話072-423-9467)まで返還してください。